

埼玉県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、電子処方箋管理サービスの導入に向けた埼玉県内の保険医療機関等のシステム整備に係る費用に対して予算の範囲内において補助金を交付することにより、電子処方箋の活用・普及を促進することを目的とする。

2 前項の補助金に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象施設等)

第2条 交付の対象となる施設（以下「対象施設」という。）及び事業は次のとおりとする。

- (1) 保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であつて、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）が電子処方箋管理サービスを初期導入（（3）に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業

(補助対象経費)

第3条 前条（1）から（3）までに掲げる事業に必要な経費とし、要領の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業における補助対象経費と同じとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次のとおり算定する。

- (1) 次の表の第3欄に定める基準額と前条に規定する補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額(要領に基づき基金から交付された補助金を除く。)を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

1 区分	2 対象施設	3 基準額	4 補助率
第2条(1) の事業	大規模病院(病床数200床以上)	4,866千円	1/6
	病院(病床数200床未満)	3,259千円	1/6
	診療所、薬局	388千円	1/4
第2条(2) の事業	大規模病院(病床数200床以上)	1,356千円	1/6
	病院(病床数200床未満)	1,002千円	1/6
	診療所	245千円	1/4
	薬局	256千円	1/4
第2条(3) の事業	大規模病院(病床数200床以上)	6,022千円	1/6
	病院(病床数200床未満)	4,059千円	1/6
	診療所	542千円	1/4
	薬局	553千円	1/4

※金額はいずれも税込み。

※病床数は使用許可病床数とする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 電子処方箋の対応施設であることを医療機能情報提供制度における医療情報ネットで公表されるための手続を行わなければならない。
- (2) 電子処方箋の周知広報を次のいずれかの方法により行わなければならない。
 - ア 電子処方箋の対応施設であることをホームページ等への掲載
 - イ 別に指定する周知広報資材を対象施設に掲示
- (3) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。.)の内容の変更(軽微な変更は除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 知事の承認を受けて(7)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (12) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助金名及び取得年月日を記入した備品管理用のステッカーを貼るとともに、備品台帳の備考欄に補助事業により取得したことを明記しなければならない。
- (13) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (14) (1)から(13)までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県

に返納させることがある。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書兼請求書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書兼請求書のうち、請求書は第7条第1項に基づく本補助金の額の確定通知後に効力を発するものとする。

(交付決定の通知等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同14条の確定通知書の様式は、交付決定通知書兼交付額確定通知書（第2号様式）のとおりとする。

2 知事は、申請者が第2条、第3条及び第5条の規定により、交付の要件を満たしていないものと認められるときは、補助金を交付しない。

(決定の取消し等)

第8条

知事は、交付決定を受けた者が、交付決定後に交付対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、本補助金の支払後においても適用があるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の支払)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づいて口座振込により支払う。

(実績報告)

第10条 規則第13条の本補助金の実績報告は、第6条第1項の規定による交付決定通知書兼交付額確定通知書の提出によりなされたものとみなす。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第 12 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

2 その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、既に改正前の要綱に基づき交付申請のあった事業については、なお従前の例による。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき